

# 年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会  
平成28年2月17日答申分

## ○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 0件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 九州(受)第1500291号  
厚生局事案番号 : 九州(国)第1500057号

## 第1 結論

平成11年9月から同年12月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和14年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成11年9月から同年12月まで

私は、平成11年9月にA社を定年退職し、次の勤務先であるB社に入社するまでの期間、C市D区役所の国民年金係の窓口で国民年金の加入手続を行い、同時に同窓口で、国民年金保険料を現金でまとめて納付した。

請求期間の年金記録が無いため、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、請求期間当時、国民年金の加入手続と同時に、C市D区役所の国民年金係の窓口において、現金でまとめて納付したと主張しているところ、オンライン記録によると、請求期間は未加入期間とされている上、同市は、請求者の同市における国民年金の加入記録は確認できないと回答していることから、請求者は請求期間の国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

また、C市は、請求期間当時、国民年金係の窓口では現金の取扱いを行っておらず、同窓口では国民年金保険料を納付できなかった旨回答していることから、請求者の主張と符合しない。

さらに、請求者は、国民年金保険料を納付していたことを確認できる資料として、平成11年9月分及び同年10月分の納付書・領収証書の写しを提出しているところ、当該領収証書は、請求者が健康保険任意継続被保険者として、健康保険料を納付したことを示すものであって、請求期間に係る国民年金保険料を納付したことを示すものではない。

加えて、請求者に別の基礎年金番号が払い出された事跡も見当たらない上、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これらの請求内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。